

会議録

会議の名称	西東京市産業振興検討懇談会(第5回)
開催日時	平成17年11月25日(金) 午前9時30分から11時30分まで
開催場所	イングビル3階 第3会議室
出席者	(委員)板橋座長、鶴田副座長、嶋田委員、高崎委員 柳澤委員、山崎委員、北川委員、黒羽委員、桑原委員 (事務局)崎森産業振興課長、坂本課長補佐、神保主事
議題	(仮称)商工業振興基本条例(案)について 商工業振興について
会議資料の名称	・資料13 西東京市商工業振興基本条例(案) ・資料14 現在の西東京市商工業支援施策
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>第4回会議録の確認 ・訂正なし</p> <p><u>(仮称)商工業振興基本条例(案)について</u></p> <p>座長： 資料13について、委員の皆さんの意見を伺いたい。</p> <p>A委員： 第3条について、「地域経済団体」とあるが、現在、地域経済に資する活動を行っているのは商工会のみである。したがって、商工会という文言を入れ、「商工会等、法律によって設立された地域経済に資する活動を行う団体をいう」としていただきたいと思う。</p> <p>事務局： 当懇談会でいただいた条例案については、法規担当である文書課の審査を経て、正式な条例案となるが、その審査過程において、当初の条例案と変更が生じることがあることをご承知願いたい。</p> <p>座長： 前回配布された資料12の第3条において、市民という文言について定義があったが、今回配布された資料13では定義がなくなっている。通常、市民というと、住民基本台帳法により西東京市に記録されている者という、限定された意味になるかと思う。したがって、資料12にあったように、「市に在住、在勤若しくは在学する者」という定義を入れた方がよいのではないかと思う。</p> <p>第3条において、商店会の定義について、「市内の地域内に人、車両等が常時通行できる道路を有していること」とあるが、そのことについてどうか。</p> <p>B委員： 商店会という組織が道路を有していること、というのは不自然なので、削除した方がよいと思う。</p> <p>座長： 第4条について委員の皆さんの意見を伺いたい。</p>	

B委員：

2項で、大規模小売店舗を他と分けて述べているが、商店街に大規模小売店舗が立地する場合がある。

また、交通渋滞等については、大規模小売店舗立地法によって規制されているが、その規制と同意なのだとすれば、言い回しについても、配慮する必要がある。

大規模小売店舗と同じように、商店会等も、交通渋滞等について責任があるのだとすれば、事業者全般に当てはまることであり、事業者の役割にした方が、協力体制がとれるのではないかと思う。

C委員：

大規模小売店舗を他と分ける必要はないのではないかと思う。規模が大きいか小さいかの違いだけだ。

座長：

現実的に考えると、個店単位ではなく、個店の集合体である商店会単位でないと、交通渋滞等について取り組むのは難しいのではないか。商店会等も、大規模小売店舗と同じ役割を果たすべきだと思う。

D委員：

大規模小売店舗の交通渋滞への配慮等については、大規模小売店舗立地法で求められているところである。大規模小売店舗立地法と同様の規制を当条例ですることは、さらに負荷がかかるものではないので、問題ないと思う。

E委員：

個店単位で交通渋滞等について取り組むのは難しいので、このままでよいと思う。

F委員：

現在取り組んでいることも含めて条例で述べることについては、それぞれの立場、責任等を改めて認識するという意味で、問題ないと思う。

B委員：

それでは、大規模小売店舗を他と分けずに、商店会等とすればよいのではないか。

座長：

商店街が近くに存在しない場所に立地する大規模小売店舗が、これからもできると思う。そのような場合においても、大規模小売店舗に同様の役割を果たしていただきたいと思う。

B委員：

大規模小売店舗立地法では、細かく指針が定められている。商店会等も、これと同様の役割を果たすのか。

座長：

具体的な数値目標は別にしても、目指す方向は同じだと思う。

事務局：

(資料14に基づいて説明)

B委員：

第4条第3項について、商店街に立地する事業者の果たす役割について述べられているが、商店会等が商店街に立地する事業者へ果たす役割についても述べる必要があるのではないか。例えば、事業者が商店会等に参加し金銭的な負担をする場合、商店会等は事業者に対し、その用途を明確に示す等だ。

「商店会等は、商店街活性化ビジョン等の計画を策定し、その計画への参加及び協力を商店街に立地する全ての事業者に働きかける中で、商店会等への加入等及び賑わいと交流の場となるのに資するイベントへの参加協力に対する理解を醸成するよう努めるものとする」という項目を、第4条第3項に付け加えたらどうか。

G委員：

第4条第3項に付け加えると、この条例案の核となる商店街に立地する事業者の役割が分かりにくくなるのではないかと思う。したがって、商店街に立地する事業者の役割とは別に、新たに条項を設けた方がよいのではないかと思う。

F委員：

個店単位では困難な、集客力を向上させる施策に取り組むことが重要だと思うが、そのことについては述べられていないので、その条項があると非常によいと思う。

A委員：

商店街活性化ビジョン等の計画の策定については、商店会の規模によっては困難な場合もあるかと思う。したがって、全てを網羅できるような言い回しにした方がよいのではないかと思う。

B委員：

商店街活性化ビジョン等の計画については、商店会等によって規模の大小があり、例えば街路灯の電気代を負担すること等も含まれると思う。

座長：

それでは、商店街活性化ビジョンという文言を、商店街活性化に関する計画にした方がよいか。

D委員：

新たに条項を加えるとなると、第4条第3項と内容が重複している部分については、整理した方がよいと思う。

商店会等が行う賑わいと交流の場となるのに資するイベントへの参加協力については、イベントに限定せず、幅を持たせた文言にした方がよいのではないかと思う。

座長：

B委員から提案のあった、商店会等が商店街に立地する事業者へ果たす役割については、新たに条項を設けることとし、その趣旨は盛り込みたいと思う。細かな文言の整理については、一任いただきたい。

商工業振興について

座長：

商工業振興について、委員の皆さんの意見を伺いたい。

G委員：

田無・保谷地域間の交通の便が良くなればよいと思う。せめて買い物に行く土日にバス等の本数が増えれば、わざわざ他の行政区域に買い物に行かなくてもすむと思う。

事務局：

はなバスについては、ルートの見直しが課題になっている。

G委員：

商店街が歩行者天国になるとよいと思う。

H委員：

歩行者天国になっていても、交通規制が守られておらず、車両が進入してくるところもある。

市道なら歩行者天国にすることも場合によっては可能だと思うが、都道を歩行者天国にするのは難しいのではないか。

事務局：

迂回できる別の道があれば、歩行者道路にすることも可能だと思うが、ない場合は、歩行者天国にして車両を通行させないことはできない。

B委員：

取り組めることからやってみればよいと思う。駐車場、駐輪場を整備すること等と、歩行者天国にすることを組み合わせて、長期的に考えていかなければならないと思う。

H委員：

買い物に行く時間帯に限定して、バス等の交通手段の本数を増やすことができればよいと思う。

D委員：

はなバスを、コスト面を考慮した車に変えて、本数が増やせればよいと思う。

事務局：

はなバスは、もともと道幅が狭く、交通手段が無かったところを走行している。走行するルートの方幅によって、車のサイズも異なる。道幅の制約があり、その条件に適った国産車がなかったため、外国車にせざるを得なかったと聞いている。

C委員：

消費者の利用率の高い商業施設を経由するルートや、史跡を巡るルート等があれば、はなバスの利用率が上がり、走行ルート近くの商店街に来る人も増えるのではないかと思う。自宅に帰るためだけに用いるルートの場合、利用者も限定されると思う。

I委員：

走行ルートを決めるのは難しい点もある。中には、交通の便をよくしたことによって、近隣の商店街を利用せず、遠くに買い物に行ってしまうという意見もある。

どの商店会も、商店街・まちづくり懇談会事業を利用して、消費者の意見を聞いてみる必要があると思う。

C委員：

西東京市全域で一斉にレジ袋を有料にして、全国に先駆けて、どの商店会も環境に配慮していることをアピールするのはどうか。

D委員：

有料化の方向であるが、具体的なスケジュールは未定だ。

B委員：

杉並区では有料化の動きがあると聞いている。

D委員：

いずれは有料化になる。先駆けて取り組めばPR効果はあると思う。

座長：

西東京市統一のマイバッグを作るのはどうか。

D委員：

値段が手ごろでも、デザインが良くないと利用してもらえない。

座長：

前回において講師からもお話があったが、条例を制定して終わりではなく、制定した後の商工会なり、商店会等の取り組みが重要だ。制定後の取り組みについて、どのように考えるか。

A委員：

商店会会長会等において条例の周知徹底を図るとともに、経営指導員等の商店街の巡回指導を行いながら促進したいと考えている。

座長：

条例制定後、具体的な支援をするにあたって、フォローアップするための新たな組織は必要ないか。

座長：

世田谷区の場合は、行政が未加入の事業所約500箇所に対し通知を送って周知を図り、商店会は、地区ごとに委員会を作って加入促進の計画を立てた。さらに、新規開業したテナントを、すぐ商店会に加入するよう勧誘するため不動産業者に協力してもらったとお話があった。

これにはかなりの労力を要する。条例の周知徹底のみでは、効果が望めないのではないかと思う。具体的なフォローアップの体制について、次回の懇談会において提示いただきたい。

また、商工業振興への提言について、これまでの懇談会において出された意見をまとめた資料を用意していただきたい。

本日の懇談会はこれで終わりとする。ありがとうございました。

次回日程の確認 1月20日（金）午前9時30分から イング第3会議室